

マイナ保険証 または 資格確認書

を提示してください

- 医療保険適用のためには、マイナ保険証（マイナンバーカード）または資格確認書の提示が必要です。

（健康保険法施行規則第 53 条等）

上記によって受診日の加入保険情報を確認することで、ご自身の自己負担割合（3 割等）で保険診療が可能となります。併せて「こども医療費受給者証」を提示することで現物給付になり、窓口での支払が不要となります。

※「こども医療費受給者証」はオンライン資格確認ができないため、原本の提示をお願いします。

- マイナンバーカードのコピーによる確認はできません。

マイナンバーカード本体には保険情報の記載がないため、カードのコピーでは保険の加入状況が確認できません。

- マイナ保険証または資格確認書の提示がない場合、保険診療外となるため、10 割負担になります。

後日、ご加入中の保険者に療養費支給の手続きをすることで、医療費の払い戻しを受けることができます。

手続きに必要な診療明細書（受診月翌月の 10 日以降の発行）については、下記お問合せ先までご連絡ください。



安心して受診いただくため、皆さまのご協力をお願いいたします



お問合せ：日光市健康課 健康推進係

〒321-1262

栃木県日光市平ヶ崎 109 番地

（今市保健福祉センター内）

TEL：0288-21-2756